

Movement by Perfection



The Royal League in ventilation, control and drive technology

# 一般取引条件

2017年10月



## 目次

I. 一般取引条件の適用	3
II. 申込、履行の範囲	3
III. 電子的通信及びファックスによる交信が行われる場合の留意事項	3
IV. 価格	3
V. 所有権の留保	3
VI. 支払条件	4
VII. 納品及びサービス期間	5
VIII. ソフトウェアの供給	5
IX. 危険の移転及び受領	5
X. 瑕疵に基づく請求	5
XI. 責任	6
XII. 顧客のその他の義務、輸出規制	7
XIII. 機密保持	7
XIV. その他	7



## 一般取引条件

### I. 一般取引条件の適用

1. 当社の全ての納品、サービス及び申込は、現在の一般取引条件のみを基準としてなされる。よって、一般取引条件は、将来において再度明示的に合意されない場合でも、将来における一切のビジネス関係に適用されるものとする。
2. 遅くとも、顧客による商品及びサービスの受領時点において、一般取引条件は承認されたと看做される。顧客の一般取引条件又は購入条件に言及した顧客による反対確認は、拒絶されるものとする。顧客の矛盾する条件は、発注が当該条件に依拠した場合、又は顧客がフォーム若しくはその他の文書において当該条件に言及した場合であっても、当社を拘束するものではない。
3. 一般取引条件に基づき当社に付与された権利に加え、法令に従い当社が付与される権利は、影響を受けることなく存続するものとする。

### II. 申込、履行の範囲

1. 納品及びサービスの範囲に関し、当社の発注に対する書面確認は最終的であり、拘束力を有し、当社が時間的制限をもって申込を行い、当該申込が適時に承諾された場合、当該申込は確定的かつ拘束力を有するものとする。疑義を防ぐため付言するに、当社の価格の提示及び見積りは拘束力を有しないものとする。
2. イラスト、図面、並びに重量、寸法、パフォーマンス及び消費量に係る情報、当社の申込の一部を構成する文書における商品に関するその他記述は、それが、拘束力を有する内容として明示的に言及されない限り、概算の値を示すにとどまる。それらは、関連する商品の品質若しくは性能に関する合意又は保証を構成しないものとする。
3. 発注時において、当社のカタログに掲載されたデータに言及をする場合を除き、顧客は、使用目的、取付種類、稼働の条件及び当社において考慮されるべきその他条件に関する一般条件を当社に提供する義務を負担する。
4. 明示的に合意された場合を除き、当社の納品物には保護デバイスが含まれるものとする。
5. 当社は、全ての費用見積り、図面及びその他文書における財産及び著作権法に基づく一切の利用権を制限なく保持するものとする。これらの文書は、第三者に交付されてはならない。当社の申込の一部を構成する図面及びその他文書は、当社に発注がなされない場合、遅滞することなく、当社に返還されるものとする。
6. 付随的な合意は書面で作成され、当該合意に依拠する当事者によってその存在が証明されなければならない。

### III. 電子的通信及びファックスによる発信が行われる場合の留意事項

1. メッセージ（意思の申告）が電子的に送信される場合（電子通信）、当該メッセージは、受領者の通信デバイスに到達した時点において、受領者において受信されたものと看做す。
2. メッセージは、送信者の通信デバイスの関連部分において回復（修正）可能な状況となり、受領者によって当該部分が回復（修正）された場合、メッセージの回復（修正）の方法により、受領者によって受信されたものと看做される。
3. 契約当事者は、上記1項及び2項に従い通信されたメッセージの法的有効性を認識する。
4. 契約当事者間の通信がファックスにより行われる場合、通信レポートは、意思の受領に係る十分な証拠と看做す。

### IV. 価格

1. 別段の合意がない場合、当社の価格は、販売及び / 若しくは提供される商品並びに / 又はサービスの金額、並びに顧客によって指定された場所への配送費を含むものとする。当該価格に対し適用される法定の消費税が付加される。
2. 納品若しくはサービスの提供が、契約の締結から4ヶ月以上後に行われ、又は提供される場合、当社は、契約が締結された当時から当社の価格決定に影響を与えるファクター（とりわけ、原料費用、賃金及び公共料金）に重大な増加がある場合、当社の価格を合理的に上昇させる権利を留保する。

### V. 所有権の留保

1. 法的根拠を問わず、当社が現在、又は将来において顧客に対して有する全ての債権（一切の売掛金勘定の残高）が満たされるまで、当社は、次の担保を付与され、当該担保は、要請がある場合、当該担保の価値が、恒常的に当社の債権の20%を超える場合に限り、当社の選択に従い解除することができる。提供された担保の評価について、売掛債権は、額面額で評価され、所有権が留保される商品は、請求書に記載された購入価格総額（消費税を含まない。）で評価される。共有の場合、主たる物の評価における関連割合を最終的な評価とする。このように決定される評価価値において、上位となる第三者の担保権は、当該担保解除の要請がなされる時点における当該担保権により担保される売掛金の金額が控除されるものとする。

2. 提供される全ての商品は、ビジネス関係に基づく当社の債権（支払期限が到来していない債権を含む。）が全額支払われるまで、当社の財産として維持される。これは、債権の残額がある限り適用される。この場合、所有権の留保は、残額の請求に関する担保として機能する。顧客は、所有権が留保されている商品に関し、所有権が留保されている期間、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱う義務を負う。特に、顧客は、火事、水害及び盗難による損害に対し、自らの費用負担において、商品の再取得価格において適切に付保する義務を負う。顧客は、当社に対し、当該保険から発生する全ての補償請求権を譲渡するものとする。当社は当該譲渡を承諾する。当該譲渡が許可されない場合、顧客は、保険会社に対し、当社に対して独占的な支払いをするよう撤回不能な形式で指示をする。当社の追加的に請求が可能な部分は、影響を受けることなく維持される。当社の要求に従い、顧客は、保険契約の締結に係る証憑を提供しなければならない。
3. 顧客は、通常の事業活動において、提供された商品を再販売又は加工する権利を有する。再販売する場合、顧客が、当社の全ての請求の範囲内で、その付随的権利と共に当社に譲渡した顧客の買主に対する債権は、提供された商品に代わるものとする。当社は、譲渡を承諾するものとする。当該譲渡が許可されない場合、顧客は、買主に対し、当社に対して独占的な支払いをするよう撤回不能な形式で指示をする。取消がなされるまで、顧客は、買主から債権を回収することができるものとする。全ての回収された金員は、独立して保管され、当社の全ての債権が満たされるまで、顧客によって当社に対し、送金されなければならない。顧客の買主が銀行送金により支払いを行う場合、顧客は、当該送金に基づき関連金融機関に対して有する債権を譲渡する。当社は当該譲渡を承諾する。当社の要請により、顧客は当社に対し、全ての情報を提供し、帳簿を検査することを許可する。
4. 顧客が、所有権の留保された商品を加工する場合、顧客は、契約当事者をして、当該加工が当社のために行われ、当社が新しい物品の所有者になることを合意させなければならない。顧客の所有権が留保された商品における期待権は、加工された、又は変更された物品に対して継続する。加工費用が当社の商品の価値を著しく超える場合、顧客は、契約当事者をして、当該商品が当社のために加工され、かつ当社が、加工された時点における新しい物品の価値における当社の商品の請求書の価値に比例して新しい物品の共同所有権を取得させることに合意する。顧客が、所有権が留保された商品を他の物品と結合し、当社の商品が他の物品の主要な部分になった場合、主物と看做し、顧客は、新しい物品における割合的な共同所有権を譲渡するものとする。顧客は、当該新しい物品を無償で保管するものとする。再販売時において、上記条項は対応して適用されるものとする。
5. 契約の締結に際し、当社が、顧客の信用力について正当な疑義を生じさせる事実を認識した場合、又は顧客が当社に関連する債務の支払いを怠った場合、当社は、書面による通知により、追加の履行期間を設けることなく、契約を解除する権利を有し、当社の債権が完済されるまで、当社が所有者又は共同所有者である商品を担保として提供することを要請することができる。
6. 第三者が、当社が所有者若しくは共同所有者である商品、又は当社が権利を有する債権を差押え、又は押収した場合、顧客は、遅滞なく、第三者又は執行官に対し、当社の所有、若しくは所有権に係る証拠を提示しなければならない。加えて、顧客はこれらの処置を遅滞なく当社に通知し、当社の権利を保護するために、方法を問わず、当社を支援しなければならない。当社が商品を押収する場合、当該押収は、当社の所有権の留保又は契約の取消の放棄と看做されることはないものとする。
7. 当社が保有者又は共同所有者の商品は、方法を問わず、第三者に対して担保、質権、抵当として提供されないものとする。
8. 商品が、上記第1項乃至第6項に基づく所有権の留保に関し、当社が登録所在地を有する国より劣後した保護を付与する異なる法的制度の国に引き渡された場合、顧客は、当社に対し、当該国において通例となる、かつ当社が登録所在地を有する国における所有権の留保と同等の経済的内容を有する担保的利益を付与するものとする。当該目的のために、更なる宣誓又は行為が必要となる場合、顧客は、当社に直ちに担保的利益を付与するため、その権限の範囲で全ての行為を行うものとする。顧客は、当該担保的利益を有効かつ強制可能なものとするために必要かつ有益な全ての手段を講じることを支援するものとする。

## VI. 支払条件

1. 別段の合意がなされない限り、当社の請求書は、何ら控除されることなく、その発行から10日後に支払われるものとする。顧客の規定にかかわらず、当社は、顧客の古い債務から支払いを充当する権利を有し、その場合、当社は顧客にその決済のタイプを通知するものとする。費用と利息が既に発生している場合、当社は支払い金額を費用、次に利息、最後に元本の順に充当する権利を有する。
2. 支払いは、当社が当該金額を処分できる時点で行われたと看做す。小切手の場合、支払いは、小切手が換金された場合に行われたと看做される。
3. 顧客が支払いを怠った場合、当社は、当該時点から年利で当時適用される基準利率に8%を加えたレートで利息を請求する権利を有する。当社は、損害に対して更なる請求を行う権利を留保する。
4. 当社が顧客の信用力について疑義を生じさせる事象（とりわけ、小切手が換金されない場合、若しくは支払いが停止した場合）を認識した場合、又は当社が顧客の信用力について疑義を生じさせるその他の事象を認識した場合、当社は、当社が小切手を受領済みであったとしても、残債務の全額の支払いを要請することができるものとする。
5. 顧客側の反対債権は、最終的な宣言的判決により当該請求が確立された場合、又は争いがない場合に限り相殺することができるものとする。顧客は、反対債権が同一の契約関係に基づく場合に限り、留保の権利を主張することができるものとする。



## VII. 納品及びサービス期間

1. 拘束力を有するか否かが合意される納品日又は納品期間は、書面により合意されなければならない。
2. 当社は、期間又は日付が拘束力を有するものとして合意されていたとしても不可抗力又は当社の納品を相当に煩雑化させ、若しくは不可能とする事情（ストライキ、ロックアウト、公的命等を含む。当該事情が当社のサプライヤー、若しくはサブ・サプライヤーに発生した場合を含む。）がある場合の納品、又は履行の遅延に対して責任を負わない。当該事情は、当社に対し、当該障害期間に加え、合理的なスタート・アップ期間、納品又はサービスを遅延する権利を付与する。当該事情が、経済的重要性、又は納品物若しくはサービスの内容を実質的に変更させる場合、あるいは事業活動に重大な影響を与える場合には、当社は、契約が合理的に調整されることを追加的に要請することができる。障害が1ヶ月を越えて継続する場合、当社は、契約の不達成部分を理由として、契約の全体又は一部を解除することができるものとする。当社が、解除権の行使を希望する場合、当社は顧客に対し、関連する事情の重大性を認識させた後、当該意図を顧客に対して伝えるものとする。当該事情を原因として、納品期間が伸張される場合、又は当社が履行義務から免責される場合、顧客側に損害を請求する権利を生じさせるものではない。しかしながら、当社は、顧客側に通知した場合にのみ、当該事情を主張することができるものとする。
3. 当社が、拘束力をもって合意された履行期間及び履行日を怠ったこと、又は遅延したことを理由として責任を負担する場合、顧客の請求は、丸1週間の遅延につき、遅延などに係る納品物及びサービスの請求書の価値の0.5%に等しい価値の補償に限定され、合計で、当該請求書の価値の5%を上限とする。追加的請求は、遅延が少なくとも重過失に基づく場合でない限り、排除されるものとする。
4. 当社は、顧客に対して受け入れがたい負担とならない限りにおいて、一部の納品、又は一部の履行を行う権利を有する。
5. 納品及び履行に係る当社の義務の遵守は、顧客の義務の適時かつ適切な充足を必要とする。
6. 納品は、納品期間が満了するまでの間に、商品が発送された場合、又は当社が商品の発送が準備できたことを通知した場合に完了したものと看做される。
7. 納品に遅延が生じた場合、顧客は、納品の遅延に基づいて、顧客が追加の期間経過後における履行は受け付けない旨の警告と共に、追加の履行期間を設定し、当該期間が経過した場合、契約を取り消すことができる。
8. 顧客が受領を拒否した場合、当社は、当社が被った損害の補償を請求する権利を有する。受領の拒否に基づき、付随的な品質の劣化及び偶発的損失又は毀損の負担は顧客に移転するものとする。

## VIII. ソフトウェアの供給

1. ソフトウェアが供給される場合、顧客は、当該ソフトウェア及びソフトウェアが供給された商品の稼動に関連する文書を使用する非排他的かつ譲渡不可の権利を付与される。顧客は、1部のバックアップコピーを除き、写しを作成することは許可されない。著者、商品番号及びその他のソフトウェアの識別として機能する参照文言は、除去又は改変されてはならない。
2. 顧客は、適切な予防措置を講じることにより、第三者による権限のないソフトウェア及び文書へのアクセスを防止する義務を負う。顧客は、提供されたオリジナル・データ・ストレージ・メディア及びバックアップコピーに関し、第三者による権限のないアクセスから保護された場所において保管しなければならない。顧客はその従業員に対し、現行の著作権法を遵守する義務があることを繰り返し指摘しなければならない。
3. 当社のデータの損失又は改変に関する責任は、規則的な間隔、かつリスクに応じたバックアップが行われていた場合に発生する復旧コストに限定されるものとする。

## IX. 危険の移転及び受領

1. 部品の納品が行われた場合、一部の納品が行われた場合、又は当社が更なる義務を引き受けている場合においても（例えば、出荷費用、納品又は設置義務）、納入される部品の発送までに顧客に危険が移る。当社側に帰責性なく出荷が不可能になった場合、商品の発送準備ができたことの顧客の通知により、危険は顧客に移転する。
2. 顧客が責任を負う事象によって、発送が遅れた場合、危険は、商品の発送が準備された日から顧客に移転する。
3. 顧客は、納品された商品に軽微な瑕疵があった場合でも、納品を受領しなければならない。但し、顧客は、瑕疵の修繕を求め、又はX.5a)に定義される後続履行を求めることができるものとする。

## X. 瑕疵に基づく請求

1. 顧客は軽微な瑕疵に基づき納品を受諾することを拒絶してはならない。顧客は納品された後直ちに商品を検査し、商品の顧客への納品から8日以内に、明らかな瑕疵及び適正な検査により特定可能な瑕疵があれば、当社に書面により通知するものとする。他の（隠れた）瑕疵は発見されてから8日以内に書面により当社に通知されるものとする。但し、商品の顧客への納品から6ヶ月後に当社に対し、（隠れた）瑕疵は通知されないものとする。瑕疵の通知は当社の本社に対し、書面により送付されるものとし、現場スタッフ、運送業者又は他の第三者への瑕疵の通知は、適正な様式及び時間において提出されたものとは看做されない。

2. 当社は、明示的に書面により合意された場合に限り、特定の適用又は特定の適性について責任を負う。他の場合には、顧客が適性及び利用についてリスクを負う。当社が利用に関する技術的枠組み条件又は他の仕様について顧客に通知した場合には、顧客がそれらの遵守について責任を負う。顧客はこれらの仕様について自己の買主に通知し、買主に遵守させるものとする。当社は、仕様に適合しない方法による商品の使用に起因する瑕疵について責任を免責される。瑕疵に基づく請求は、特に納品された物品又は顧客の他の資産に対する損害が以下の事項に起因する場合には、排除される。

- a. 不正確な処理、組み立て又は取扱い。
- b. 顧客又は第三者による納品物品の不正確な設置（但し、かかる不正確な設置が、当社の現場スタッフが指示を行う権限を有さない場合において、当社の指示に基づく場合を除く）。
- c. コミッションに関する指示、納品物品の文書に含まれる納品物品の潜在的な適用及び運用、運用上の指示若しくは当社が行った指示の不遵守。
- d. 生産又は重大な瑕疵に拠るものとするできない通常の損耗。
- e. 顧客又は第三者による商品の不適切な取扱い又は修理。特に無資格者による妨害又はオリジナルではない予備部品若しくは資源の使用。

当社は、顧客が責任を負う瑕疵又は元の瑕疵以外の技術的原因による瑕疵のいずれについても責任を負わない。

3. 瑕疵が存在し、商品が当社に返還されなければならない場合には、当社の事前の同意がある場合に限り返送されることが出来る。当社の事前の同意なく行われた返送は受諾を要しないものとする。当該場合、顧客が返送コストを負担しなければならない。

4. 瑕疵の正当な通知により、商品が修理され又は代替品の納品が行われた場合には、納品期間に関する第VII条の規定は相応に適用するものとする。

5. 瑕疵として立証され、当社に適正な様式及び時間により通知された瑕疵が存在する場合には、顧客に以下の権利が発生する。

- a. 瑕疵が存在する場合には、顧客はまず、当社が瑕疵を除外し、又は代替品の納品を行う（「後続履行」）ことを請求することができる。当社は、X 5 c)が適用される場合を除き、当該物品を新たに納品するか、瑕疵を除外するか、裁量により選択する。瑕疵が除外された場合には、瑕疵の通知が正当化される限りにおいて、当社は、瑕疵の除外に必要であって、当社の負担した以下の直接的な費用（特に、商品が納品住所以外の場所に運送された事実に基づきコスト及び費用が増大しない限りにおいて、移動・出張費用並びに自己の労働・資材の費用）を負担する義務を負う。これは、商品の納品住所に関連して発生し、又は発生し得る費用に限定される。商品が納品住所以外の住所に運送された場合、当該運送が顧客及び当社との間の納品契約

の一部ではなかったときには、これに起因する追加費用は顧客が負担しなければならない。

- b. 当社は自己の選択により、修理業務又は代替品の納品を遂行するために第三者を雇用する権利を有する。これは顧客及び第三者との間において契約関係を発生させるものではない。かかる場合において、当社の責任は、自己がかかる業務又は納品を遂行した場合を超えるものにはならない。加えて、後続履行の試みが失敗した場合、当社はX 5 c)に従い、物品の修理及び新たな納品のいずれかを選択する権利を再度留保し、新たな試みを行う権利を有する。この繰り返しの後続履行も失敗した場合に限り、顧客は契約を取消し、又は購入価格を引き下げる権利を有する。
  - c. 後続履行に関する規制（例えばX 5 a)又はX 5 b)に従う場合は、これらの規制が、例えば後続履行が正当化されない拒絶又は受諾不能な遅延の場合のように、顧客にとって受諾不能な負担を発生させる場合には適用されない。
  - d. 顧客による瑕疵の通知が正当化されないことが立証された場合には、顧客はこれに起因する費用及び支出の一切を当社に償還しなければならない。
6. 瑕疵に基づく顧客の請求の制限期間は、瑕疵物品が通常の使用方法により建物に使用され建物の瑕疵を引き起こした場合を除き、1年とする。1年間の制限期間は、商品の瑕疵に基づく不法行為上の請求にも同様に適用される。制限期間は、商品の納品から開始する。制定法上の制限期間は、保証違反又は死亡、身体傷害若しくは健康への害、故意及び重過失、並びに製造物責任に関する強制的な制定法上の規定に起因する損失に適用される。当社が、顧客が主張した瑕疵に基づく請求について声明を出した場合には、かかる声明は、当社が該当する請求を完全に拒絶した場合には、請求に関連する交渉の開始又は請求を引き起こす状況とは看做されない。顧客はいかなる場合であっても瑕疵が引き渡し時にすでに存在していたことを立証しなければならない。

## XI. 責任

1. 当社は、保証違反又は死亡、身体傷害若しくは健康への害について無限に責任を負う。当社又は当社の上級の業務執行役員若しくは代理人が故意、詐欺的不実表明又は重過失について責任を負う場合にもこれが適用される。

2. 当社は、契約の性質に起因し、かつ契約の目的を達成する上で特に重要であり、また顧客がこれ（重要な義務）に依拠し、これら（重要な義務）が遵守されることに依拠した場合において、重要な義務に反した場合に限り、軽過失について責任を負う。重要な契約上の義務の違反、不履行及び/又は履行不能の場合には、顧客の請求は、契約について典型的かつ予見可能な損害及び損失に関する費用の償還のみに限定される。



3. 上記の条項は製造物の瑕疵に関する強制的な制定法上の責任に影響を与えない。
4. 費用の償還に関する顧客の請求は、合理的な第三者もこれらの費用を被ったとされる場合を除いて排除される。加えて、損害又は費用の償還の請求は、いかなる法的理由に基づくものであれ、XI条(1)乃至(3)を超えるものは排除される。
5. 必要な第三者製品に関する当社の責任は、かかる第三者製品のサプライヤーに対する、瑕疵による責任に基づく請求の譲渡に限定される。これらのサプライヤーに対する請求が法的に執行可能ではなく、又はこれが顧客にとって受諾不能な場合には適用されない。
6. 瑕疵の修理、代替品の納品又は損害の支払いは、具体的な場合において当社が別途書面により合意した場合を除き、法的義務の認知として取り扱われてはならない。
5. 顧客は要請に従い、輸出の認可又は承認の申請のために必要な最終目的地及び製品の最終使用を立証するために、最終使用証書を提供するものとする。
6. 顧客が適用される輸出規制規定（米国の（再）輸出規定を含む。）を遵守しなかったことにより当社が被った損失については、顧客が完全に責任を負うものとする。
7. 契約及び対応する義務の履行は、必要な輸出・移転の授権、承認、又は外国貿易法により規定される授権、又は管轄当局のクリアランスが発布されており、他に遵守しなければならない輸出規制法規定による法的制限が存在しないという条件に基づいている。
8. 顧客は、日本国外のサービスに関連する税金、手数料及び課徴金の一切について責任を負い、該当する場合には当社に支払うものとする。

## XII. 顧客のその他の義務、輸出規制

1. 顧客は、安全性にとって重要な側面において商品を改変してはならない。特に、顧客は契約上の商品の不適切な使用の場合において、危険に関する既存の警告を改変し、又はこれを排除してはならない。この義務が違反された場合、顧客は、当該瑕疵が責任を発生させたことについて顧客が責任を負う限りにおいて、第三者による製造物責任から当社を内部的に補償し、免責させなければならない。
2. 商品に関する製品の瑕疵に起因して、当社が製品をリコールし、又は製品に係る警告を発しなければならない場合、顧客は当社を支援し、当社の命令する合理的な措置の一切を講じなければならない。製造物責任法の原則に基づき顧客が製品の瑕疵及び発生した損害について責任を負う限りにおいて、顧客が、製品のリコール又は製品の警告の費用を負担する義務を負う。当社による更なる請求は影響を受けない。
3. 顧客が契約上の商品の使用におけるリスク又は潜在的な製品の瑕疵について認識した場合には、顧客は当社に不当な遅滞なく通知するものとする。
4. 特に、顧客は、商品が化学兵器、生物学的兵器、核兵器及びこれらを搭載するシステムに何らかの方法により関連性を有する目的のために直接的又は間接的に使用されないことを確保するものとする。更に、顧客は物品が、武器の通商禁止の対象となっている国の軍事上の最終使用のために直接的又は間接的に使用されないことを確保するものとする。顧客は、（再）輸出に関する米国の規定を含み、欧州、ドイツその他の適用される輸出規制法令に違反することになる場合には、人、会社、施設、組織又は国に対し、直接的又は間接的に、商品を販売し、再輸出し、供給し、転送し又は他の方法により利用可能なものとしてはならない。

## XIII. 機密保持

契約当事者は無期限に、自己に利用可能なものとなる、機密情報として示され、又は他の状況に基づき取引若しくは営業秘密として認められ得る情報の一切の機密性を保持する義務を負うものとし、契約当事者は当該情報を記録し、転送し、又は利用してはならない。契約当事者は自己の雇用者及び代理人との適切な契約上の取決めに従い、これらの者が、無期限に、自らのために当該取引若しくは営業秘密を利用、回覧又は授権されない記録を行わないことを確保するものとする。

## XIV. その他

1. 顧客の権利義務を第三者に移転する場合には、当社の書面による同意を必要とする。
2. 契約当事者間の法的関係は日本法に準拠する。
3. 商人の法的関係に関して、契約当事者間のビジネス関係に起因する紛争の一切の専属的管轄権は、当社が登録事務所を有する場所とする。
4. 契約当事者が負担する履行の一切の履行地は、当社が登録事務所を有する場所とする。
5. 本契約の条項の全部若しくは一部が無効若しくは履行可能性が低くなった場合、又は本契約に矛盾があった場合、これらは本契約の残条項の効力に影響を与えない。無効の条項の代わりに制定法上の条項が適用されるものとする。本契約の条項が執行不能となり、制定法上の条項がいずれかの当事者にとって不合理な解決策となった場合、契約当事者が当初から該当する問題を検討したのであれば本契約の目的上合意されたであろう内容に対応する条項が合意されたものと看做される。前の文章は矛盾の場合に相応に適用されるものとする。

# The Royal League

